

議員、特別職、職員等の給与条例を改正 人事院勧告による期末手当の引き下げ

焼津市議員報酬等支給 条例の一部を改正する 条例の制定等

Q 期末手当のみ改正、議員は0.1

か月分の減である。この考え方は、

A 市議会議員の報酬は国会議員と同様の取扱いとしており、国会議員は国の指定職の支給割合を準用している。今回の改正で、国の指定職が0.1か月の引き下げであったことから、市議会議員も同様に引き下げた。

Q 議員の期末手当の引き下げ額は、

A 議長が7万1,050円、副議長が6万1,814円、委員長が5万8,971円、その他の議員が5万8,261円である。

Q 特別職それぞれの引き下げ額は、

A 市長が15万2,490円、副市長が12万2,130円、教育長が11万2,642円である。

Q 職員の引き下げ額と、総額は、

A 1人当たり平均5万2,000円で、職員と再任用職員を合わせて約4,220万円である。

令和3年度焼津市病院事業 会計補正予算

Q 薬品費の注射薬品を増額補正しているが、主なものは何か。

A 外来の点滴治療センターで抗がん剤の使用が増加している。主には2品目の薬品が増加し、年間約6千万円の増加が見込まれる。

Q 薬品の購入費が増加している一方で、歳入も増加しているのか。

A 高額な抗がん剤の使用件数増加のほか、院外処方から院内処方へ一部切り替えにより、外来収入の上乗せが想定され、歳入補正を行う。

Q 1日平均患者数が増えている科は、

A 全体的に外来患者数が増加しているが、抗がん剤を使用する科では血液内科、神経内科、小児科、産婦人科などが増加している。



Facebookで情報発信中!

多くの市民の皆様様に議会と市政に関心を持っていただくため、焼津市議会の公式 Facebook ページ「やいづ市議会」を開設しています。

議会定例会や議会の公式活動に関する情報などを中心に情報発信をしていますので、ぜひページへの「いいね!」をお願いいたします。



<https://www.facebook.com/yaizushigikai/>

